

# 沖縄県 雇用継続助成金

令和4年11月休業分で終了します



申請は  
お早めに

## 提出期限

- 国(沖縄労働局)の「雇用調整助成金」等の支給決定通知書の日付から2ヶ月以内〈消印有効〉
- **最終提出期限：上記に関わらず、令和5年2月28日(火)**  
郵送・持参ともにグッジョブ相談ステーション **必着**
- 令和5年3月1日以降の提出は、お受けできません。

## 助成対象期間

- **令和4年11月休業分まで**  
(雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の「判定基礎期間」の初日が令和4年11月30日まで)

## 雇用調整助成金を複数月申請される方へ (例：11月、12月、1月休業分を労働局にまとめて申請)

- 労働局の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の審査状況によっては、県の最終提出期限に間に合わない可能性があります。
- 11月休業分の雇用調整助成金のみ労働局に個別申請するなど、早めの対応をお願いします。

【提出先】 **グッジョブ相談ステーション**  
〒900 - 0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階  
TEL 098-941-2044